

社会福祉法人健友会

指定地域密着型認知症対応型共同生活介護
指定地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームみなみかぜ運営規程

社会福祉健友会 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護
指定地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームみなみかぜ・運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健友会（以下「事業者」という。）が開設する指定地域密着型認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護）「グループホームみなみかぜ」（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態又は要支援状態にある入所者に対し、適正な地域密着型認知症対応型共同生活介護サービス（地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従業者は、入所者が可能な限り居宅における日常生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護、相談・援助、社会生活上の便宜や供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者、地域包括支援センター並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 認知症対応型共同生活介護 グループホーム みなみかぜ
 - 二 所在地 川越市大字吉田203番地3
 - 三 定員 18人
- 内訳
ユニット数 2ユニット
ユニットごとの入所定員 9人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 2人（常勤）
計画作成担当者は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計

画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員 1人以上 (常勤または非常勤)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

四 介護職員 6人以上 (常勤または非常勤)

介護職員は、利用者の日常生活相談、生活指導、給食等の介助及び生活援助を行う。

(指定地域密着型認知症対応型共同生活介護施設サービスの内容)

第5条 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時のみまもりや生活援助・介護を必要とし、かつ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意する。
 - ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、生活支援、機能訓練その他、必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
 - イ 入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について丁寧に、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入所者の行動を制限する行為を行わない。
 - オ 衛生管理、ことに感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - キ 栄養、入所者の身体状況・嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターや他の保健医療福祉サービス提供者等連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を行うものとする。

- 2 管理者及びサービス計画担当者は従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときはその負担割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。
 - 一 厚生大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な個室を利用した場合の利用料
 - 二 家賃は1ヶ月 58,000円とする。
 - 三 食材料費は1日 1,550円とする。
 - 四 理美容代は実費とする。

五 水道光熱費は1ヶ月 11,000円とする。

六 その他の日常生活上の便宜に係る費用は実費とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第9条 サービス提供時に利用者に状態又は病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関又はあらかじめ本人及び家族が指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止）

第11条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止し、虐待の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を行うため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待を防止するための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催する。その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待防止のために介護職員その他の従業員に対する研修を定期的を実施する。
- 四 虐待防止に関する前3号を適切に実施するための担当者を配置する。
 - 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりも受けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修を採用3ヶ月以内に行う。
- 二 採用後研修を、年1回以上実施する。

2 秘密の保持

- 一 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項ほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人健友会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

<附則>

この規程は、平成16年 1月16日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年11月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。